

京都府職業能力開発協会 行動計画

平成 31 年 2 月 1 日

協会の雇用する者がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

平成 31 (2019) 年 2 月 1 日～2021 年 1 月 31 日までの 2 年間

2. 内容

目標 1：両立支援拡充のため就業規則を整備し、関係法令に基づく水準以上の内容として、小学校就学前の孫の育児を目的とした特別休暇を盛り込む。

<対策>

- 平成 31 (2019) 年 3 月～ 上記特別休暇について就業規則を整備
- 平成 31 (2019) 年 4 月～ 見直し後の就業規則を職員に周知

目標 2：平成 31 (2019) 年 4 月までに、所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定、実施する。

<対策>

- 平成 31 (2019) 年 2 月～ 残業の状況調査、特定職員への業務集中による残業防止のための業務の調整等
- 平成 31 (2019) 年 4 月～ ノー残業デーの実施、幹部職員からの働きかけ

目標 3：改正労基法適用（当協会の場合 2020 年 1 月 1 日）までに、年次有給休暇の取得日数を、一人当たり年間 5 日以上とする。

<対策>

- 平成 31 (2019) 年 2 月～ 直近の年次有給休暇の付与期間（平成 31 (2019) 年 1 月～12 月）について取得実態を把握
- 平成 31 (2019) 年 4 月～ 有給休暇取得予定表の情報共有や、取得状況のとりまとめなどによる取得促進のための取組の開始

※5 日は年次有給休暇が 10 日以上付与される場合の日数